

「水平的正義」と「鬼平犯科帳」

中央区・清瀧支部 小田原良治
(小田原病院)

藤田宙靖著「裁判と法律学 -『最高裁回想録』補遺」を読み直してみた。何とはなしに手に取って読み直したのである。このところ浮かぬ日がつづき、テレビばかり見ていたのだが、ふと「裁判と法律学」を手に取って読み始めた。

「あ～、昨年はコロナで歌舞伎を見にいけなかったな～」、このところ、歌舞伎をご一緒にするのが年中行事になっていたので、顔見世興行が妙に懐かしかったのである。京都の茶屋で食事をしたこと、藤田氏の広島の別邸に招かれたことなどが懐かしく思い出されてしまった。ふと手にした一冊の本でいろんな思い出がよみがえてくるものである。これも医療事故調査制度をいい制度に仕上げようと東奔西走していたからであろうか。

私は、「医療事故調査制度の施行に係る検討会」構成員に決まった時から、憲法、刑法、行政法の勉強をした。行政法は知人の弁護士推薦の藤田宙靖著「行政法総論」を読んだ。難解で理解し難かったので、読んだというか、ながめたというところだろう。

藤田宙靖元最高裁判事は東北大学名誉教授で行政法の大家である。初めてお会いしたのは、木内道祥最高裁判事（当時）の官舎であった。藤田元判事は穏やかな紳士だった。奥方は、サバサバした切れ者の弁護士である。それから毎年、藤田夫妻と芝居を見たり、食事をしたりと、今まで私に縁がなかった世界を見聞できた。医療事故調に体を張った数年間に得た財産の一つである。

コロナで移動自粛のおかげで、本を開いたのだが、前回読了日が2016年7月26日となっている。2016年6月24日の医療事故調査制度

見直しが終わって、ほっと一息ついた時期である。読み返してみると、当時は気づかなかつた、あるいはわからなかつたことが何となくわかつってきた。少しは成長したものらしい。

この本に、裁判における、「垂直的正義」と「水平的正義」との記載があった。学問的な、高尚な話であり、私が理解したとは言い難いのだが、引用しつつ考えてみた。「垂直的正義」とは考慮に入れる事柄に制限を設けることによって実現される正義であり、法律の規定、マニュアル等は、これに該当するようである。規範、マニュアル等の視点は、平等、公正さ等にあり一律的事案処理にある。「水平的正義」とは、関連性がないとして排除された事柄をも個別の事案に基づき充分に考慮し、個々の事案についての適切な答えを出すことによって得られた正義と理解した。一つ一つの事例はそれぞれ異なったものであり、一律に簡単に裁けるものではないという視点であろう。藤田元判事は、最高裁の判決も「垂直的正義」から「水平的正義」にシフトして来ており、これを「眼差しの変化」と表現されていた。

なぜ、最高裁判決の「眼差しの変化」すなわち、「垂直的正義」から「水平的正義」へのシフトについて関心を持ち、くどくどと書いたのか。実は、医療事故調査制度に思いが至ったからである。第三次試案・大綱案は、この「垂直的正義」を目指したものであり、出来上がった現行の医療事故調査制度は「水平的正義」といえるのではないかと思ったのである。マニュアル化され一刀両断切り捨てる制度ではなく、現場の個々の状況を考慮した、それぞれの医療現場中心の制度へと、

「眼差しの変化」を超えてパラダイムシフトしたことにより「水平的正義」に至ったのではないか。われわれが目指したものは、まさに、この「水平的正義」というべきものではなかったのかと思い至った。

深く考えたわけではない。真面目な話をテレビに結びつけると不謹慎の誹りを免れないが、正直なところ、感覚的に「相棒」と「鬼平犯科帳」を思った。「相棒」は「垂直的正義」の物語であり、「鬼平犯科帳」は「水平的正義」の物語ではないのかと。「水平的正義」と大上段に振りかぶってみたが、何のことはない。私は、「鬼平犯科帳」が好きだというだけの話である。

